

令和5年度 栄小学校

危機発生対応マニュアル



鈴鹿市立栄小学校

TEL 386-0462

FAX 386-0810

<もくじ>

I 災害	
台風時等	1
大地震・津波	2
・避難所の開設	
II 子どもの事故・傷病	
生活事故	8
・緊急体制フローチャート	
・救急車を呼ぶとき	
・学校医，近くの医院	
・救命措置の流れ	
交通事故	13
感染症	15
・新型コロナウイルス感染症	
食物アレルギーによるアナフィラキシー	23
熱中症	24
その他の傷病	25
III 非常事態	
虐待	27
不審者	29
・校内侵入者	
・校外不審者	
・不審者対応チェックリスト	
給食異物混入	32
情報セキュリティ	33
弾道ミサイル発射	36

I 災害

台風時等

事前対応

- ① 台風及び大雨時の登下校について、プリント配付及びホームページ掲載で保護者に周知する。
- ② 校区の浸水しやすい箇所を把握する。

台風時等（暴風警報・暴風雪警報発令中）の登下校について

- ① 午前7時現在、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発令されている場合は、午前中の授業は中止となり、給食も実施しない。
（11時まで自宅待機）
- ② 午前11時までに暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報が解除されている場合は、家で昼食をすませ、学校へ午後1時までに登校。
暴風警報（暴風雪警報）台風接近に伴う大雨警報が解除されても、道路の冠水、崖崩れ、河川の増水などで、登校が危険な場合があるため、安全を十分確かめる。
- ③ 午前11時現在において、暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発令されている場合は、その日は臨時休業日とする。
- ④ 授業中に暴風警報（暴風雪警報）、台風接近に伴う大雨警報の何れかが発令された場合
 - ・原則として、直ちに授業を中止し、速やかに下校させる。
 - ・教師付き添いのもと地区別集団下校をさせる。
 - ・通学路の状況等によりお迎えにきてもらう。
 - ・家庭に在住者がいない場合は学校で保護する。
- ⑤ 特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）についても、1～4のとおりとする。
- ⑥ 緊急連絡はメール配信をする。

台風を伴わない大雨・洪水警報時の登下校について

- 台風を伴わない大雨・洪水警報発令時は原則として通常の授業を実施する。ただし、冠水、河川の増水などで暴風警報発令時と同様の危険が考えられる場合は次の対応をとる。
- ・その時の状況判断を基に、「授業の継続」「始業時刻・下校時刻の変更」「緊急下校」等をメール配信で知らせる。
 - ・通学路の被害状況などを把握し、下校時刻を決める。
 - ・緊急下校をする場合、教師の引率のもと地区ごとに集団下校させる。
 - ・状況等（例えば、記録的短時間大雨情報が発令された時）により迎えにきてもらう

洪水時の避難場所について

児童在校中に、洪水及び浸水の危険がある場合、天栄中学校に避難する。

事後処置

- ① 状況を確認し、予防に努める。
- ② 児童の心のケアに努める。

大地震・津波(南海トラフ地震を含む)

事前対応

- ① 地震時の避難訓練を実施する。
- ② 津波警報時の避難訓練を実施する。(垂直避難・天栄中への避難)
- ③ 学期に1回、施設・設備の安全点検を行う。

初期対応

- ① 緊急地震速報が放送されたときは、揺れが到達するまでの間に、児童に対して危険な場所から離れ身の安全を守るように呼びかけるとともに、自身も身の安全を確保する。また、突然の揺れに襲われたときも、可能な対応行動をとる。
- ② 普通教室で授業の場合は、児童を机の下に潜らせ、机の脚などをしっかり持たせる。
- ③ 身を隠すところがない場合は、手近にあるカバン・本などで頭を覆い、できるだけ低い姿勢をとらせるなど、場所や状況に応じた適切な行動をとらせる。
- ④ 火気使用中の場合は、身の安全を確保した上で、火災発生の防止に努める。揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ⑤ 恐怖と不安で児童がパニック状態になっているので、教職員は児童が落ち着いて行動できるように具体的な指示をする。
- ⑥ ドアや窓を開け、脱出口を1ヶ所以上確保する。
- ⑦ テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等から情報収集を行う。
- ⑧ 落ち着いて行動する。

避難するとき

- ① 校内放送、ハンドマイク等で全校に避難を指示する。
- ② 火災が発生した場合、出火場所を周知し、迂回するように指示する。
- ③ 教職員は、児童に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。

・クラス名簿・地区別名簿など、必要なものを携帯する。 ・隣のクラスと連携して、先頭や最後尾に教員がつくように工夫する。
--
- ④ 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ⑤ 頭を覆い、上履きのまま、避難場所へ行く。
煙が発生している場合は、ハンカチなどで、鼻・口を覆い、避難する。
- ⑥ 津波の恐れがある場合、できるだけ早く高台など、津波が来ない場所へ避難する。
- ⑦ 避難場所に集合後、人数確認をする。
- ⑧

行政機関への報告

- ① 管理職は、人的・物的被害状況を把握し、教育委員会に報告する。
- ② 必要に応じて、消防等の関係機関、市町災害対策本部へ救助要請等を行う。

下校

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校・避難場所に児童を留まらせる。
- ② 児童を下校させる場合には、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどしたうえで、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。
- ③ 必要に応じて、保護者への引き渡しを行う。

心のケア

- ① ショックを受けている児童には、安心感を与えられるよう留意する。
- ② 心のケアを必要とする児童に対しては、保護者ならび必要に応じて、消防等の関係機関、市町災害対策本部へ救助要請等を行う。

登校前に大地震が発生した場合

- ① 登校させない
- ② 地震による被害が少なく、その後通学路等の安全が確認され、当日の授業が可能な場合には、2時間の余裕をもって登校させ授業を行う。ただし、学校給食は中止。なお、午前11時を過ぎても安全が確認されない時は、当日の授業は中止。
- ③ 午前11時の時点で、通学路等の安全が確認され、当日の授業が可能な場合は、学校へ午後1時に着くように登校。

地震による被害の状況には、地域はもちろん各家庭によっても大きな差がある場合があるので、危険が予想されるような状況であると保護者が判断したときは、無理をせず自宅待機とする。

登下校途中に大地震が発生した場合

- ① 最寄りの安全な場所に避難する。ブロック塀や倒れやすい建物のそばから離れる。
- ② その後、第二次避難をする。避難場所は下記の通り（鈴鹿市地域防災計画に示す「登下校中における地震発生の場合の避難場所」による）。

栄公民館	五祝町	磯山一丁目1号公園	磯山一丁目20番地内
天栄中学校	秋永町1839	磯山三丁目1号公園	磯山三丁目10番地内
秋永集会所	秋永町350-1	磯山四丁目公園	磯山四丁目3番地内
磯山公民館	磯山二丁目16-2	磯山四丁目2号公園	磯山四丁目4番地内
北浜集会所	東磯山三丁目24-18	東磯山一丁目1号公園	東磯山一丁目6番地内
京田集会所	東磯山四丁目4-39	東磯山一丁目2号公園	東磯山一丁目1番地内

校区内のコンビニ（セブンイレブン五祝店、ファミリーマート秋永・磯山店）、農協（JA栄支店・磯山出張所）なども、家族離散の場合の集合場所となり得る。

- ③ 教職員は、担当地区を中心に安全確認を行う。（状況に応じて判断する。）

下校中に地震が発生した場合、児童だけの帰宅についてなど、日ごろから非常時の帰宅に関して家庭で話し合うように指導する。

始業後に大地震が発生した場合

- ① すぐに安全場所（教室なら机の下等）に避難。次に（原則として）全員が運動場に避難・集合する。
- ② 二次災害（火災とか津波等）が予想されたり発生したりして、安全でないと判断される場合には、子どもの安全確保のため、校庭や校舎4階に避難させる。
- ③ 地震発生後、ラジオやテレビ等で二次災害の情報を察知したり、市教育委員会・地区市民センター等と緊密な連絡を取りながら、正確な情報収集に努め、安全保護を図る。
- ④ 原則として、保護者の迎えがあるまで保護し続ける。引き取り人を確認した上で、体育館で引き渡しを行う。保護者に配信メールで連絡する。
- ⑤ 保護者がどうしても来校できない場合には、学校で待機させる。
- ⑥ 地震の被害が少なく、その後の安全が確認されて授業継続が可能な場合は、授業を行う。

災害発生時の対策

「三重県地域防災計画」 & 「学校における地震防災の手引」より

【災害時の教職員の第一義的役割】

- ①児童の安全確保
- ②校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取り組み

(職員の非常参集)

県内に大地震が発生した場合、教職員は、勤務時間外や休日でも、でき得る限り早期に出勤すること。その際、以下の点に注意すること。

- 1 テレビ・ラジオ等で災害情報を確認する。
- 2 参集する際は、水・食料・懐中電灯及び着替えなどを持参する。
- 3 参集途上の地域の被災状況を把握し、報告する。なお、自宅周辺の被害が大きい場合は、学校長に連絡をとった上で、地域での救援活動に参加する。

(家庭管理下での対応)

災害発生が家庭管理下で起きた場合、教職員は次により対応する。

- 1 教職員はできるだけ速やかに家庭訪問、避難所訪問等を行うとともに、児童の正確な被災状況の把握に努める。学校長等の管理職に状況を報告。
- 2 管理職出勤後、緊急会議をもち、速やかに、丁寧に、誠意をもって対応する。

(緊急避難者の受け入れ)

緊急避難者の受け入れについては、体育館を開放することによって対応する。参集できた教職員により、少なくとも次のような業務を行うことが必要。（「避難者の受け入れ、誘導」「救命・救急措置」「市教委との連絡、情報確認」「避難者への情報伝達」「備蓄物資の配給」）

登下校中における地震発生の場合の避難場所

(鈴鹿市地域防災計画・水防計画による)

栄小学校	五祝町1845-2	天栄中学校	秋永町1839
秋永集会所	秋永町350-1	栄公民館	五祝町1053-2

避難地：地震や火災などの場合に一時的に避難する公園や広場などの空き地

(鈴鹿市地域防災計画・水防計画による)

磯山一丁目1号公園	磯山一丁目264-38
磯山三丁目1号公園	磯山三丁目1598-19
磯山四丁目公園	磯山四丁目1400-47
磯山四丁目2号公園	磯山四丁目1380-19
東磯山一丁目1号公園	東磯山一丁目1163-132
東磯山四丁目1号公園	東磯山四丁目1681-59
東磯山四丁目2号公園	東磯山四丁目1728-9
東磯山一丁目2号公園	東磯山一丁目2310-6

児童在校時における津波警報発生の場合の避難場所

栄小学校4階	五祝町1845-2	天栄中学校	秋永町1839
--------	-----------	-------	---------

避難所の開設

〈災害発生からの対応のポイント〉

1 初期対応

- ① 登校している児童生徒と教職員の安否の確認を行う。
- ② 負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。
- ③ 火災の防止に努める。
- ④ 防災行政無線、テレビ、ラジオ及び衛星携帯電話等から情報収集を行う。
- ⑤ 出勤している教職員は学校長に連絡を取る。
- ⑥ 学校外にいた教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、できうる限り早期に出勤し配備につく。

2 避難所の開設

- ① 避難場所（体育館等）の解錠を行う。
- ② 施設・設備等の被害状況を点検する。場合によっては、応急危険度判定の実施を災害対策本部に要請する。
- ③ 避難場所に使用する場所の破損物の片付けを行う。
- ④ 避難場所に使用する場所のレイアウト（通路・受付・掲示板等）を決める。
- ⑤ 立ち入り禁止区域、危険箇所及び使用除外施設等は、ロープを張ったり、貼り紙で明示する。
- ⑥ あらかじめ定めてある順位に従い、避難場所の使用を開始する。
- ⑦ 児童生徒及び避難者を避難場所に誘導する。
- ⑧ 地域単位で避難者の人数を受付で確認し、避難者名称の記入を依頼する。
- ⑨ 学校災害対策本部を立ち上げる。

3 下校

- ① 通学路の安全が確認できるまで、学校、避難場所に児童生徒を留まらせる。
- ② 生徒を下校させる場合には、余震や津波を考慮するとともに、事前に通学路を点検したり、地域の情報を収集したりするなどした上で、適切な時期に行う。また、下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図る。
- ③ 安全が確認された場合、必要に応じて保護者への引き渡しを行う。
- ④ 保護者が避難してきた場合、児童生徒を引き渡す。

4 行政機関への報告

- ① 市に状況を連絡する。
- ② 教育委員会へ状況を報告する。

5 避難所運営委員会への引継ぎ

- ① 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市の防災担当者、自主防災組織及び学校が会話をを行う場を提供する。
- ② 市の防災担当者、自主防災組織等と連絡し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努める。

6 避難所の運営への協力

- ① 設置管理者として、避難所の運営に協力する。
- ② 避難所運営委員会には、管理職及び学校災害対策本部の避難所支援班長などが参加する。

7 教育再開に向けた対応

- ① 教育活動が平常の状態に復旧するまでの間、教育委員会の方針に基づき、できるだけ早期に学校を再開し、短縮授業等の応急教育を実施するための計画を策定する。
- ② 避難者には避難所運営と教育再開が並行して行われることをあらかじめ周知しておく。
- ③ 学校長は、学校施設、教職員、生徒、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、教育再開の時期を決定する。
- ④ 生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、webページ、電話、自治会等の放送等の中から利用可能な方法で実施する。

〈避難所を開設するにあたって〉

1 避難所（体育館）のレイアウトでの注意事項

- ① まず、通路を作る。
- ② プライバシーに配慮し、男女別の更衣室を確保する。
- ③ 情報が行き届くように、掲示板等は複数、見やすいところに設置する。
- ④ 夏には給水所、冬には暖房器具を設置する。

2 使用除外施設の例

- ① 管理スペースとしての校長室、職員室
- ② 教育活動に必要な普通教室
- ③ 機械・薬品等が置かれている特別教室
- ④ 放送室
- ⑤ 保健室
- ⑥ 給食施設

3 災害時用援護者への配慮

- ① 出入り口のスロープ、便所の目隠し等に配慮する。
- ② 観光客等帰宅困難者スペースを作る。
- ③ ペットは原則持ち込み禁止とする。
- ④ 仮設トイレの設置については、特に女性、子どもの安全安心に配慮する。
- ⑤ 要援護者は通路側の場所を与える。

4 個室として用意した方がよいスペース

- ① 避難所運営委員会本部
- ② 物資倉庫
- ③ 放送室
- ④ インフルエンザ等感染症対策室
- ⑤ 体調不良者の一時休息スペース
- ⑥ 高齢者（要援護者の部屋）
- ⑦ 子ども、親子が安心して遊べる部屋
- ⑧ 災害時に置かれる固定電話のブース

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の児童在校中対応

1 所在把握

- ① 管理職は、発表された情報を教職員に周知する。
- ② 教職員は、児童生徒を教室に集合させ、所在を把握する。
- ③ 児童に、指示に従い、勝手な行動をとらないよう指導する。

2 情報収集

- ① 管理職は、情報収集に努める。

3 施設設備の点検

- ① 教職員は、転倒落下防止対策等の再確認及び必要に応じて強化を行う。

4 下校措置

- ① 教職員は、地区別下校の措置を講じる。
- ② 必要に応じて、児童を保護者へ引き渡す。
- ③ 帰宅や引き渡しのできない児童を待機させる。（必要に応じて、二次避難をさせる。）
- ④ 管理職は、教育委員会へ下校措置の状況を報告する。

※児童生徒が在宅中に情報が発表された場合には、休校として登校させない。

I 子どもの事故・傷病

生活事故

未然防止のための事前対応

① 教職員の研修

- ・ 教職員の危機管理に関する校内研修を実施し、状況に応じた的確な判断力や機敏な行動力等、危機への対応能力を高める。
- ・ 子どもたちの危険な行動について共有し、統一した指導を行う。

② 児童生徒への安全教育

- ・ 事故発生の未然防止の観点から、児童生徒への安全教育を実施する。
- ・ 安全教育の指導計画を立て、意図的、計画的に推進する。

③ 安全点検の実施(安全管理の徹底)

- ・ 学校の施設及び設備等の安全点検を計画的に実施し、必要に応じて補修・修繕等の措置を講ずる。

④ 各種マニュアルの策定・見直し

- ・ 事故発生時に適切な応急手当、救急体制がとれるよう危機管理マニュアルを策定するとともに、全ての教職員に周知し、共通理解に基づいた体制を推進する。
- ・ 毎年度、訓練等の結果をふまえて、絶えず検証・見直しをおこない、実効性のあるマニュアルに改定する。

事故が実際に発生した場合、以下のような点に留意して、事故に対処する。

事故の発生時（校外活動における事故も同じ）

① 事故の把握

- ・事故の状況把握及びその原因を察知し、全体の様子を正確に把握する。
- ・児童の名前・負傷の程度・事故の場所と原因を確認する。

② 救急体制

- ・校長の指示のもとに、救急体制をとる。
- ・担任と養護教諭を中心として、負傷者への応急処置を迅速かつ的確に行う。
- ・学校管理下における怪我等では、原則として学校から病院へ搬送するなり、救急車の出動を要請する。

③ 家庭への連絡

- ・担任（担任不在の時は養教又は状況を把握している人）は事故の状況、負傷の程度などを保護者と連絡を取り、学校から病院へ連れて行きたい旨を伝えるとともに、行きつけの病院の有無を尋ね、ない場合は、学校行きつけの病院でよいか確認をとる。
- ・次に、保護者が怪我の様子や結果等を医師から直接聞いた方がよいという点から、病院に来てもらうよう依頼する。家族への連絡には十分に誠意をもって対応し、保護者が十分理解できるようにする。
- ・救急車を要請した場合は、入院先の病院名・住所・電話番号を伝える。

④ 記録

- ・事故の発生から時間に沿って、正確な情報をつかみ、できる限り詳細に記録する。
- ・マスコミ等の問い合わせの場合は、窓口を一本化する。

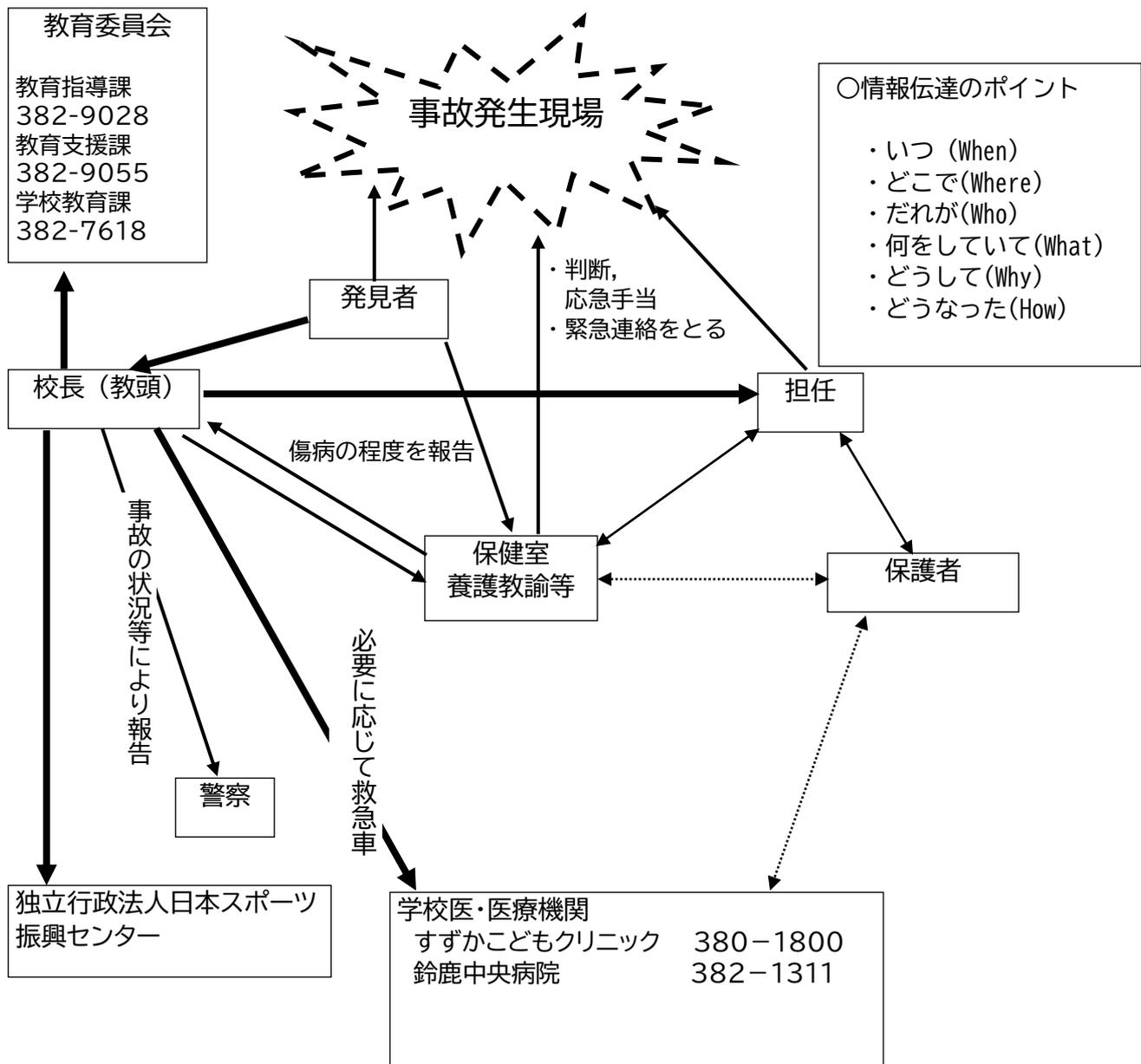
⑤ 教育委員会への報告

- ・電話で第一報を入れる。
- ・状況に応じて中間報告を入れる。
- ・事故処理が終わり次第、記録とともに報告書を提出する。

⑥ 事後指導

- ・その日の内に家庭訪問をして、その後の児童の怪我の様子や怪我が起こった経過を詳しく話したりして児童を見舞う。
- ・他の児童に対しては、事故の概要を正確に伝え、再発防止に万全を期するよう指導する。
- ・間違った情報が伝わらないように、事故の概要についての説明には十分に配慮する。

緊急体制フローチャート



(特に留意すべきこと)

- ・生命の維持を最優先し、全教職員が適切な応急手当、救急体制がとれるように周知しておく。
- ・冷静で的確な判断と指示を行う。
- ・救急車の手配は、事故の状況を把握したうえで、校長の承諾を得て要請する。
(緊急を要する場合、校長不在の場合は、発見者等が直接救急車を手配する。)
- ・医療機関へ運ぶときは、緊急の場合を除き、保護者が希望する医療機関の有無を確かめる。
- ・保護者に事故発生状況、程度、今後の対応など、詳細に納得のいく説明をする。
- ・学校管理下での災害の場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる可能性があるため、状況を把握次第、不明な点は問い合わせをしたうえで、速やかに請求手続きを行うとともに、保護者へ連絡する。
- ・教頭は、経過及び対応等を簡潔かつ正確に記録しておく。

救急車を呼ぶとき

- 1 大声で急を知らせ、協力者を求める。
「だれか、救急車を呼んでください。」
・現在の様子を伝える：意識・心拍・自発呼吸・出血等々の有無
- 2 まわりの児童の安全確保と指導をする。
- 3 保護者への連絡をする。
- 4 校門に教職員が立ち、救急車を誘導する。
- 5 救急車到着時に『緊急連絡カード』が準備できれば持参する。
(アレルギーなど体質に関する記載があるので、諸連絡に使用できる。)

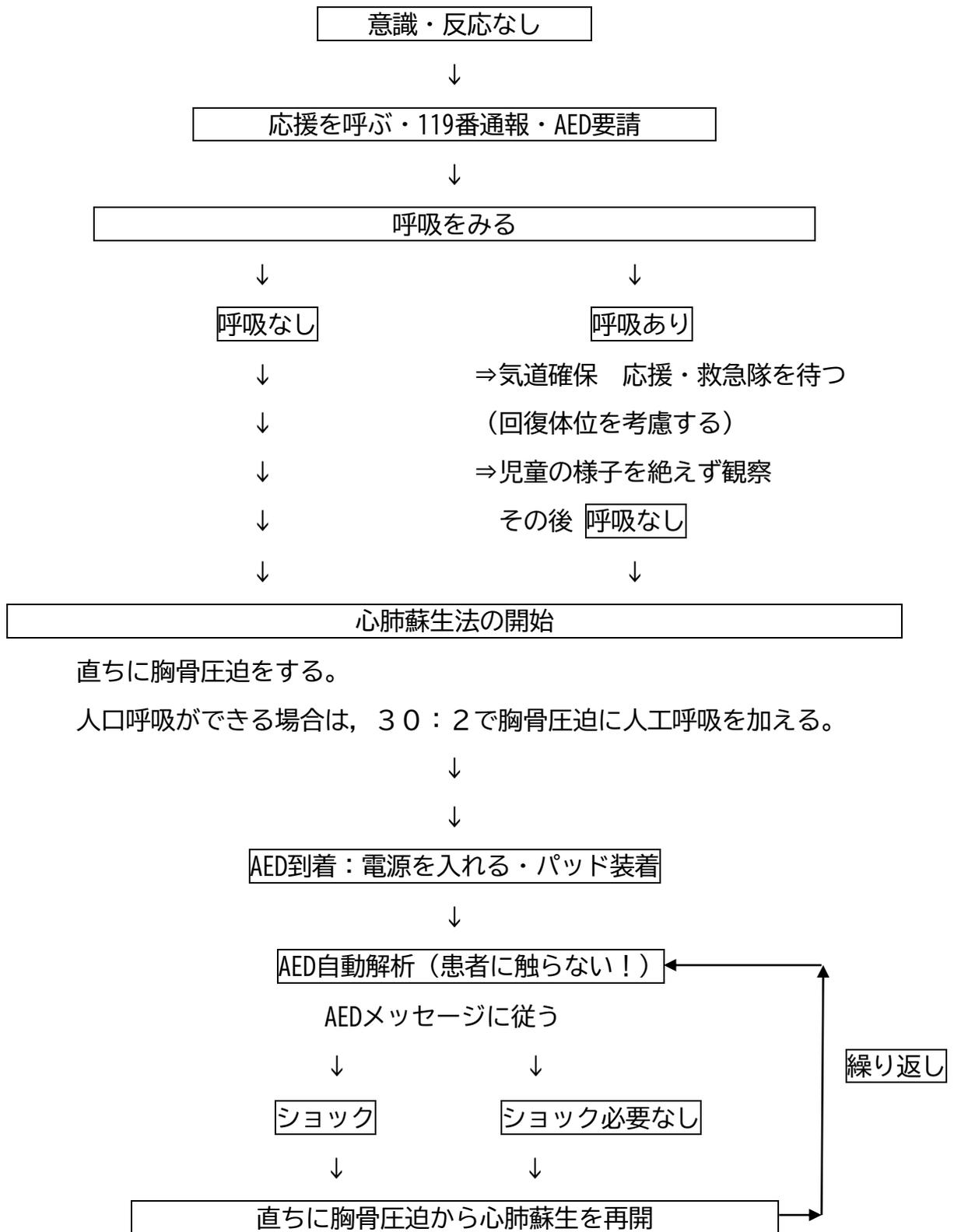
事故発生からの時間経過を記録しておく

緊急移送 近鉄タクシー 386-1161

学校医・近くの医院

すずかこどもクリニック	380-1800
スズカ歯科	386-3911
さくらの森眼科	389-6667
浜口耳鼻科	387-6789
新田外科内科	386-0137
浜口整形	386-6211
尾池整形	388-3115
千里クリニック	059-245-6111
東海整形	059-244-1211
鈴鹿中央病院	(代) 382-1311
眼科・小児科	384-1020
外科・耳鼻科	384-1021
整形・脳外科	384-1022
鈴鹿回生病院	375-1155
救急病院紹介	382-1199
	382-7111

救命措置の流れ



直ちに胸骨圧迫をする。

人口呼吸ができる場合は、30：2で胸骨圧迫に人工呼吸を加える。

救急隊に引き継ぐまで、または傷病児童が目を開けたり、普段どおりの呼吸が出現するまで心肺蘇生を続ける。

交通事故

事前対応

- ① 交通安全教室を実施し、交通安全について学習する。
- ② 登下校の交通安全について、地区別児童会で指導する。
- ③ 登下校時に安心安全ボランティアに見守っていただき、情報を共有する。
- ④ 校区の交通事故が起こりやすい箇所を把握する。

状況把握・救急措置・情報収集

- ① 事故発生連絡があったときは、
受理した教職員が、

○事故の場所
○119番通報の有無
○通報者の名前・連絡先

を確認し、管理職に報告する。
- ② 教職員は、AEDを持参し、複数で現場に急行する。

対応の詳細を記録する。

- ③ 現場に着いた教職員は、児童を特定 →

・管理職に報告する。
・保護者への連絡を行う。
- ④ 状況に応じて下記の対応を行う。
 - 救急車が到着していない場合
心停止の可能性がある場合は、AEDによる適切な処置を行う。(安全な場所で)
 - 救急車が到着していた場合
 - ・教職員1名は、救急車に同乗し、
 - 搬送先等を学校に連絡する。
 - 医療機関で、保護者から診断・治療を聞き、管理職に報告する。
 - ・教職員1名は、現場に残り、
 - 事故の経緯について情報を収集する。
 - 集まってきた児童を誘導し、登校(下校)させる。
 - 救急車が出発していた場合
学校から消防署に搬送先を確認し、教職員を複数、医療機関に派遣する。
 - 児童を特定し、管理職へ報告
 - 保護者への連絡
 - 保護者や医師から診断・治療を聞き、管理職に報告する。

教育委員会への報告

- 管理職は ○電話で第一報を入れる。(状況に応じて、中間報告を入れる。)
○事故処理が終わり次第、事故報告書を提出する。

報道機関へ対応

- 管理職は、教育委員会や警察と協議のうえ、報道機関への資料提供を行う。
窓口は一本化する。=管理職

被害児童，事故目撃児童への対応

- ① 児童の状況により，管理職と担任が見舞う。
- ② 保護者からの相談等があれば，誠意を持って対応する。

- ③ 関係児童の様々な反応を予想し，

- 校内での体制を整備
- 情報収集
- 今後の対応を検討
- 必要に応じて専門家の支援を求めたり保護者等の相談を受けたりする。

- ④ 被害児童，事故目撃児童等の心のケアに努める。

事後措置

- ① 通学途中の自動車による交通事故等の場合は，加害者に医療費等の損害賠償責任が発生することがある。そのため，軽微な事故であっても，必ず警察へ人身事故扱いの届けをしておく必要がある。

相手方に損害賠償請求をしたものの加害者から何らかの理由で損害賠償が得られない場合，または加害者不明の場合は，独立行政法人日本スポーツ振興センターに請求することができる。

- ② 反省点や再発防止のための指導ができるよう，要点をまとめておく。
- ③ 事故の発生原因に基づき，児童に具体的な指導を行う。
- ④ 各保護者に，事故防止のための家庭における指導や，登下校指導の協力を要請する。
- ⑤ 事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であるならば，その対策を検討し，関係機関と協議して改善を要求する。

感染症

感染した児童の人権に十分に配慮し、感染が拡大しないよう、関係機関（学校医・教育委員会・保健所等）と連携し、迅速に対応する。

状況把握・初期対応

- ① 感染した児童の状況を把握し、管理職は、学校医・教育委員会へ第一報を入れる。
- ② 二次感染者発見のため、養護教諭と担任の連携により、全児童の健康状態を把握し、学校医・教育委員会へ連絡し、必要に応じて出席停止の措置をとる。

児童の情報把握・報告

各担任 ⇄ 養護教諭 ⇄ 管理職 ⇄ 学校医・教育委員会

処置・報告

- ① 学校医・保健所等の指導を得て、翌日以降の学校運営上の計画（健康診断の実施・出席停止等）を立てる。
- ② 保健所・教育委員会による検査・調査に協力する。
- ③ 情報の共有化を図り、教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。

児童の状況把握…養護教諭⇄各担任
対応の記録………管理職
報道機関の窓口…管理職

- ④ 集団感染が確認されるなどの状況によっては、県健康福祉部から報道機関への情報提供をする場合があるため、教育委員会と連携をとりながら対応する。
- ⑤ 出席停止開始・解除の報告（症候群サーベイランスシステムに入力）

児童・保護者への連絡等

- ① 感染状況や対応措置（臨時休校・学年学級閉鎖等）についての説明文書を配布。
- ② 個人情報に配慮し、個人のプライバシーが損なわれないよう配慮する。
- ③ 保護者からの相談（保健所の紹介など）への対応をする。

事後処置

- ③ 感染症発生の経緯を整理し、保健指導の充実・推進を図り、感染症の予防に努める。
- ④ 児童の心のケアに努める。

〈参考〉感染症の種類（学校保健安全法施行規則18条）

1 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第1種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る) ⑪中東呼吸器症候群(ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る) ⑫特定鳥インフルエンザ(血清亜型が H5N1,H7N9 に限る)
第2種	①インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症，指定感染症及び
新型感染症は，前項の規定にかかわらず，第一種の感染症とみなす。

食物アレルギーによるアナフィラキシー

状況把握とその対応

- ① 担任は直ちに、インターホンや近くの教室の教職員に依頼して、管理職等に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教諭等複数の教職員を教室に呼ぶ。（担任は、できるだけ児童Aから離れないようにする）
- ② 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状を起こした児童に対し、次の点に留意し対応を行う。
 - 〈唇が紫色・体に発疹がある場合〉
 - 直ちにエピペンを使用する
（児童本人に確認・児童をおさえつけて使用・使用後は5数えてからはなし、揉む・使用時刻を記録）
 - 〈様子観察を行う場合〉
 - 安静にさせる（仰臥位（仰向け））。
 - 食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐために、自分で吐き出させる。
 - 移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。（背負ったり、座らせたりして移動することは避ける）
 - 緊急性が高いアレルギー症状がみられた場合には、直ちにエピペンを使用する。
（5分以内に判断する）
- ③ 必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
- ④ 救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。救急隊員に当該児童のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
- ⑤ 他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑥ 管理職は、教育委員会へ電話等で第一報を報告する。

保護者への連絡等

- ① 担任は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。
また、主治医及び学校医に連絡する。
- ② 管理職と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

【注意】

しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、管理職は理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ② 外部への情報提供や、報道機関の取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化する。
- ③ 原因、対応を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- ④ 児童の心のケアに努める。

熱中症

状況把握とその対応

- ① 児童を涼しい場所へ移動する（衣服を脱がす・冷房をつける・水につける（かける）・冷たい飲み物を与える）。
- ② 意識の有無，顔色，呼吸，脈拍などを素早く観察し，児童の状況を迅速に把握する。特に，熱中症の疑い（めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・痙攣・手足の障害・高体温等）がある場合，少しでも意識障害がある場合は重傷と考えて処置する必要がある。さらに，意識がない場合には，倒れこんだ際の頭部外傷にも注意を払う。
- ③ 意識がないあるいは重症であると判断した場合は速やかに救急車を要請し，到着するまでの所要時間に留意しながら，涼しい場所へ避難し，衣服を緩めるなどして体を冷やす処置を続ける。
- ④ 必要に応じ、心肺蘇生（AEDの使用を含む）を行う。
- ⑤ 救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
- ⑥ 他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- ⑦ 管理職は、教育委員会へ電話等で第一報を報告する。

保護者への連絡等

- ① 担任は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。
- ② 管理職と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

事後措置

- ① 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し，管理職は理して教育委員会へ事故報告を行う。
- ② 外部へ情報を提供する場合，窓口を一本化，異なる情報が交差し，それにより混乱することがないように配慮する。
- ③ 原因，対応を分析し，事故防止対策を見直しや事故の再発防止に取り組む。
- ④ 児童の心のケアに努める。

その他の傷病

(発症時間を記録しておく)

【外出血】

きれいなガーゼを使って患部を手でおさえて圧迫する。血が止まってもガーゼは取らない。その後包帯を巻く。軽度の切り傷の場合、石鹼と水で傷の周囲を洗い、上記の処置を行う。

【やけど】

水道水でヒリヒリした痛みがなくなるまで10分～20分くらい冷やす。水道がないところでも水につけるなどしてできるだけ早く冷やすことが大事。保冷材は使用しない。服の上からのやけどは脱がす前に水をかけて冷やし、冷やしながら脱がす。皮膚に癒着している場合は無理にはがさない。また、薬剤やアロエ等は一切使用しない。

水ぶくれになったら破かないように、ガーゼを当て包帯を巻く。

【鼻血】

椅子に座り頭を前に傾け、口で息をしながら、小鼻の上のあたりを10分位つまんで圧迫する。頭を上に向けてはいけない。うなじをたたくのもダメ。口の中に流れ込んだ血液は吐き出す。鼻の奥にティッシュなどをつめ込むことはさける。

【目の異物】

目にゴミや虫が入ったら絶対にこすらないこと。異物が入ったほうの目を下にして水道水で洗い流す(10～20分)。水の中で目をパチパチとさせない。コンタクトを入れている場合は、はずしてから行う。

角膜などを傷つけることになるので、ハンカチの角などでは拭き取らない。

【耳の異物】

耳を後上方に引っ張り、頭の反対側をとんとんとたたく。無理にピンセットや耳かきで取ろうとするとかえって奥に押し込んだり、鼓膜を傷つけるおそれがあるのでしない。

耳に虫が入った時は、暗いところで懐中電灯などの光を耳の入り口にあてると出てくることもある。また、耳にぬるま湯を注ぐと虫が流れ出されることがある。

【のどにつまった】

咳きこんでいる間は様子を見る。咳を続けさせ、咳の力で吐き出すのが一番有効。できない場合は、へその上を軽く突き上げる(ハイムリック法)か頭を胸よりも低くして手の付け根のところで肩胛骨の間を強く連続してたたく。

【頭を打った】

内出血がおきたりして、命にかかわることがある。すぐに医師に診せる。意識の悪化、ケイレン、頭痛、嘔吐、目、鼻、口、耳からの出血などの症状がある場合は、直ちに救急車を呼ぶ。最初は大丈夫でも、その後悪化することもある。症状はなくとも医師の診断を受けることが望ましい。

【脳貧血】

水平に寝かせて深呼吸をさせる。ひどいときは足の方を高くする。
衣服をゆるめて保温する。

【ねんざ・脱臼】

関節に無理な力がかかり、はずれかかったり、はずれて戻ったのがねんざ。元に戻らなくなったのが脱臼。どちらも関節の周囲が青ずんで腫れ、動かすとひどい痛みがある。脱臼の場合、周囲を損傷するので無理やりに正常な位置に戻そうとしてはいけない。ひどい場合は骨折を伴う。

患部を高くして安静にする。ビニル袋に氷水をいれ、タオルをかけた患部に当てる。その後、固定して病院へ行く。

【虫に刺された】

刺されたところをよく見て、毒針が残っていたら毛抜きで抜き取る。毒毛が残っていたら強くこすってはいけない。患部にカード等押し当て毒液等を除去し、水道水で10分以上洗い流し、病院へ行く。

【動物にかまれた】

動物の歯は不潔なので、傷口が化膿したり病気に感染する恐れがある。傷がどんなに小さくても、石けんでよく洗い、傷口だけでなく傷のまわりについての唾液もよく洗い流すこと。あればオキシドールなどで消毒する。必ず病院へ。

【ヘビにかまれた】

ヘビの種類を特定する（写真を撮っておくとよい）。

あわてて走ったりしないで安静にし、すぐ救急車を呼ぶ。病院には血清があるので、とにかく患者の気分を落ち着かせることが大事。

患部をひもでしばらない。切ったり、毒を吸い取ったりしない。

Ⅲ 非常事態

虐待

早期発見

「児童虐待はどのような家庭でも起こり得るもの」という認識に立って、あらゆる場面で子どもを注意深く観察することが大切である。また、「虐待してしまいそうだ」との保護者からの訴えや近所の人からの連絡にも耳を傾け、虐待の早期発見に努める。

(1)虐待の種類

- ① 身体的虐待
 - ・身体に外傷を与えたり、生命に危険を及ぼす暴力や行為をさす。
- ② 養育の拒否・怠慢・放置（ネグレクト）
 - ・保護の拒否や怠慢により、健康状態や安全を損なう行為をさす。
- ③ 性的虐待
 - ・性交、性的暴行、性的行為をさす。
- ④ 心理的虐待
 - ・ひどい言葉を投げかけたり、極端に無視をしたり、兄弟姉妹差別したりするなど、言葉による脅しや拒否的な態度で子どもに深い心理的外傷を与える行為をさす。

(2)留意点

- ① 顔、頭、腕、脚などに変化はないか小さなことも見落とさないようにする。特に、水泳指導、身体測定等、身体状況を把握しやすい時には、身体に外傷（打撲・内出血、刺傷、火傷等）がないか観察する。
- ② 顔色、服装、給食時の様子、臭いなどに変化がないか観察する。
- ③ 絶えず子どもの声に耳を傾けるとともに、絵や日記など子どもが表現するものなどから情報を得る。
- ④ 子どもの変化に気づいた時には、早急に家庭訪問をするなどして、家庭での様子や保護者の養育態度などについて把握する。
- ⑤ 虐待の疑いがあれば、はっきりしないから何もしないというのではなく、少しでも感じられたら行動するという態度が必要である。

早期対応

(1)虐待を疑ったら

- ① まずは、相談・通告などの行動をする。虐待を疑ったら、児童相談所・福祉事務所・保健所に相談・通告する。通告は、文書・口頭だけでなく、電話でもかまわない。
- ② 自分のところだけで解決しようとするしない。虐待の対応は困難である。虐待を疑ったら、深刻にならないうちに解決することが大切である。早い時期に他の機関に協力を求める。
- ③ できる範囲での情報の収集とその記録を残す。後で役に立つ場合がある。

(2)虐待の相談、通告したら

虐待の相談、通告を受けた機関が招集する検討会に出席して、虐待の事実確認とその後の対応と方針について確認し合うことが必要である。お互いに共通した認識でもって効果的な援助ができるよう検討会に参加する。

検討会では

- ・これまでの経過の確認、情報の共有
- ・各機関の認識、考え方の確認
- ・実際の援助、介入方法の検討
- ・子どもの安全性について判断

その後の支援

検討会での確認・判断に基づいて、その後の対応について処遇会議を持つ。相談・通告を受けた機関が中心になるが、一つの機関が主導的にかかわるのではなく、情報の提供など、会議に参加して積極的に協力する。

複雑・多様な問題を抱えた家族が多く、関係機関の連携は欠かすことができない。

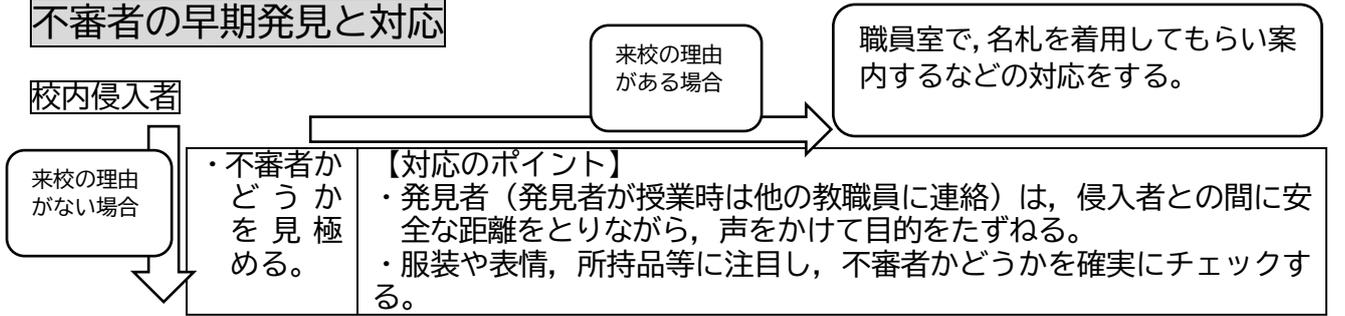
- ① 子どもへの支援
 - ・子どもの健康状態に気を配る。
 - ・子どもからのサインをそのまま受けとめる。
 - ・虐待の内容について、問いつめない。
 - ・困っていることについて、心理的に安心できる場を保障しながら援助する。
- ② 親への支援
 - ・親の気持ちを傷つけない。
 - ・支持的、共感的に接するようになる。
 - ・子どもについての悩み、気がかりなことなどについて傾聴し、一緒に考えるようにする。

鈴鹿市における相談・通告機関

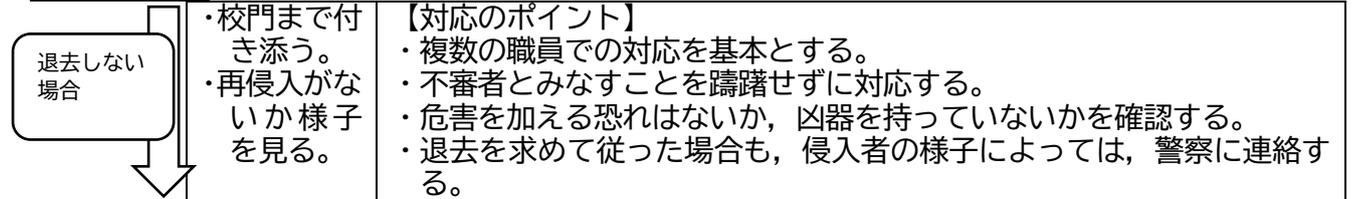
鈴鹿児童相談所		
鈴鹿市西条5-117	(059)382-9794	Fax(059)382-9795
北勢児童相談所（北勢県民局四日市保健福祉部児童グループ）		
四日市市山崎町997-1	(059) 3 4 7 - 2 0 3 0	347-2052（夜間緊急）
鈴鹿保健福祉部（北勢県民局鈴鹿保健福祉部福祉児童グループ）		
鈴鹿市西条5丁目117	(059) 3 8 2 - 8 6 7 3	
子ども政策部 子ども家庭支援課		
鈴鹿市神戸1丁目18-18	(059) 3 8 2 - 9 1 4 0	382-1100（夜間緊急）
保健センター（382-2252）	鈴鹿警察署（380-0110）	
教育指導課（382-9028）	教育支援課（382-9055）	
（+校区の民生・児童委員，主任児童委員，人権擁護委員）		

不審者

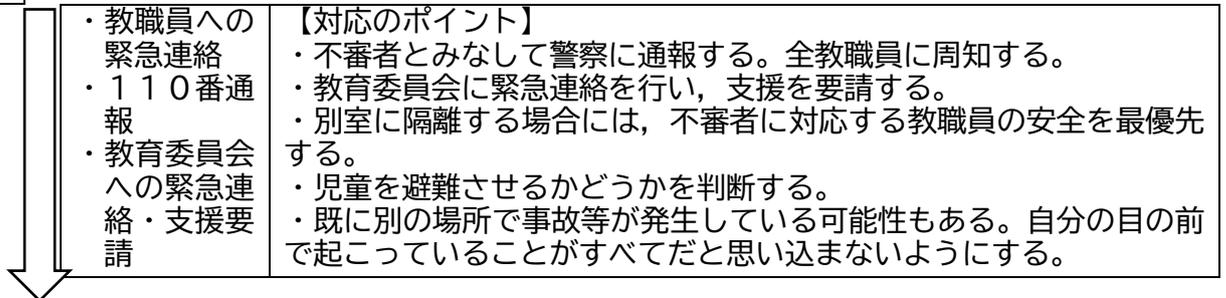
不審者の早期発見と対応



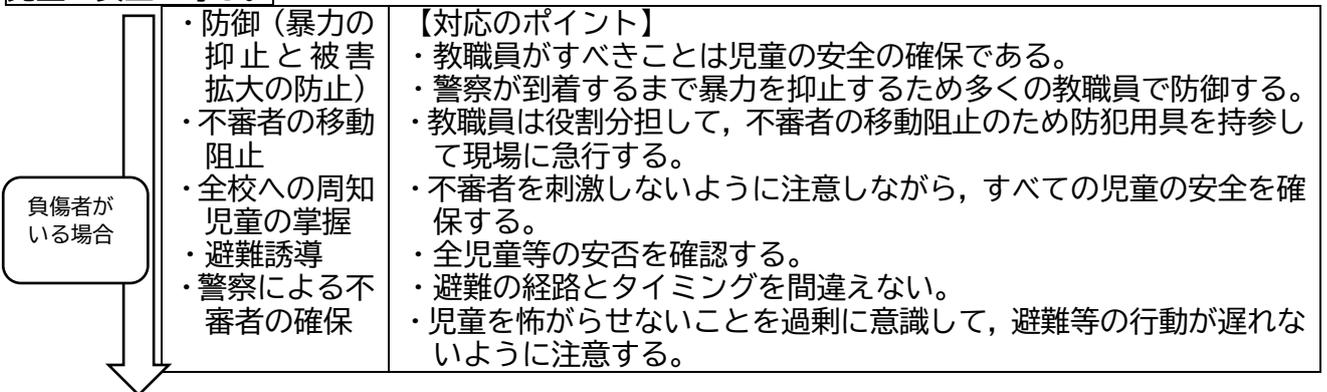
退去を求める



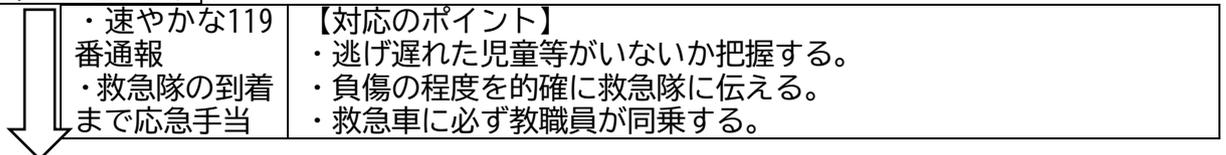
通報する



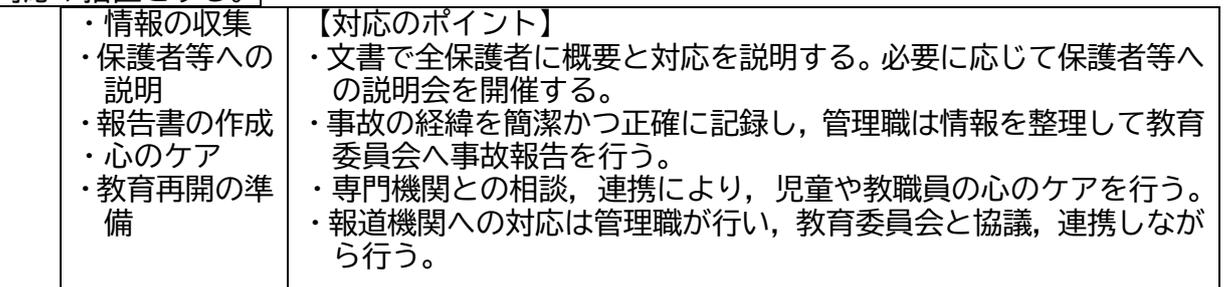
児童の安全を守る。



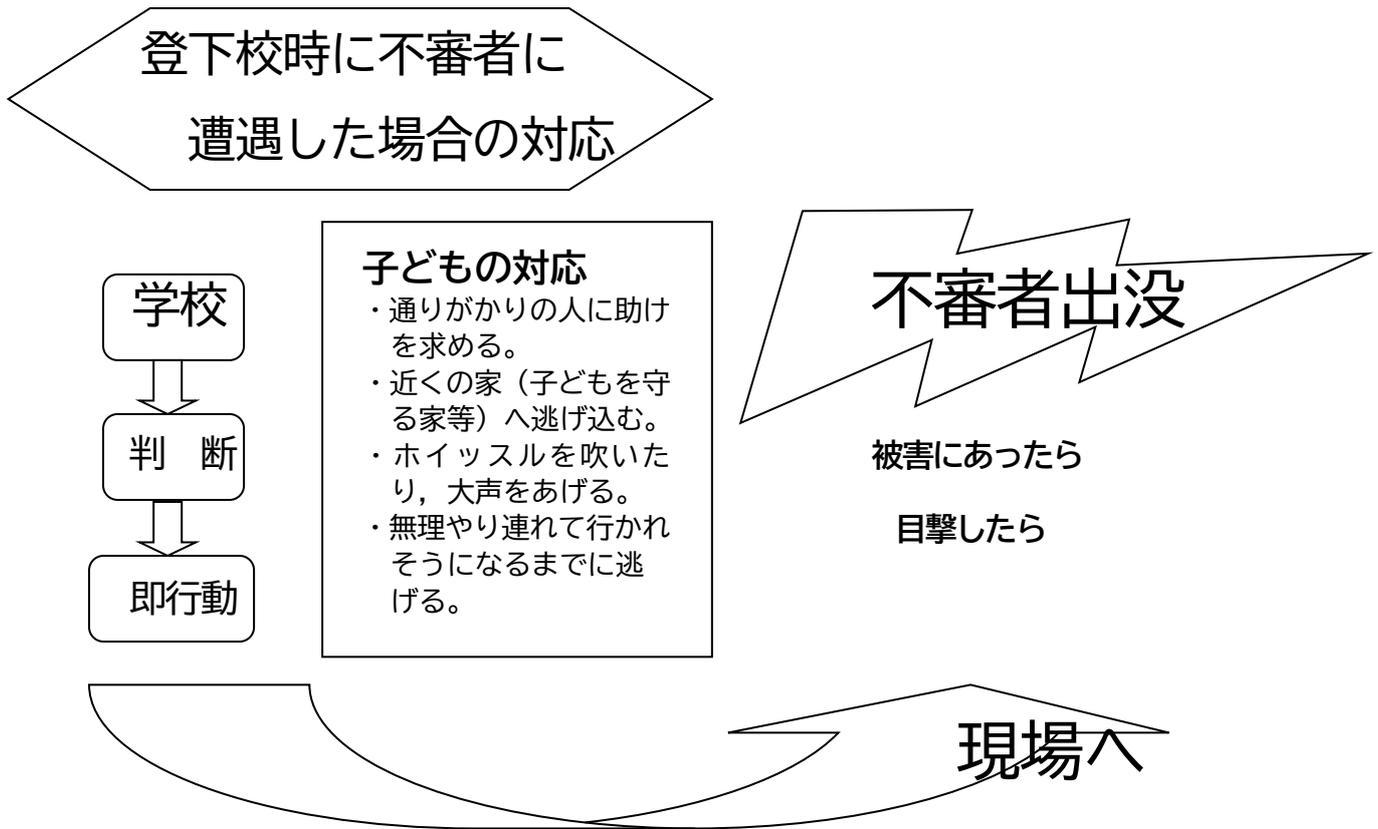
応急手当などをする。



事後の対応や措置をする。



校外不審者対応



日頃の注意点

- 知らない人に声をかけられたり、誘われても、絶対について行かない。
- 複数での登下校
- 保護者は、子どもの通学路・遊び場所・行き先等の確認

状況の確認

1. 時間・場所・不審者の特徴・服装・車のナンバー等の情報収集
2. 被害者本人から事情を聞きとる（場合によっては保護者同伴）
3. 被害者のプライバシーや他の子どもへの不安を抱かせないように配慮、心のケアに努める。
4. 情報の集中・整理・まとめ → 事実経過を校長に報告
5. マスコミの対応は、窓口一本で管理職が当たる。

不審者対応チェックリスト

体制整備

- ① 緊急事態発生時における教職員の具体的な役割分担
- ② 不審者の早期発見のための教職員による校内巡視等の実施
- ③ 不審者侵入を想定した避難訓練の実施
- ④ 教職員間の情報伝達訓練や関係機関への通報訓練の実施
- ⑤ 防犯に関する知識・技能・応急手当等についての研修の実施

環境整備

- ① 学校来訪者への入口・受付等の明示
- ② 来訪者の名札（orリボン）着用の徹底
- ③ 来訪者に対して，教職員が名前・用件等を聞いたり，持ち物や言動に不審な点がないか確認
- ④ 登下校時以外は，校門を閉めるなど敷地内への出入りの管理の徹底

点検

- ① 校門，外灯，校舎の窓，校舎の出入り口，施錠の状況等の点検・補修
- ② 警報装置，防犯システム，通報機器など作動状況の点検
- ③ 校内外の死角となる場所の確認

連携

- ① 登下校時，保護者や地域住民等にパトロール等の協力依頼
- ② 学校開放時，保護者や地域住民等による安全確保について協力依頼
- ③ 不審者に関する情報を，学校・保護者・地域住民・関係機関等が連携して，把握する体制づくり

指導

- ① 子どもを守る家等の場所を周知
- ② 登下校時の万一の場合の対処の仕方について指導
- ③ 通学路において注意を払うべき個所の把握
- ④ 安全マップの作成と活用

給食異物混入

状況把握とその対応

- ① 担任は、当該児童の健康状態を確認し、学級の児童に対して該当献立を食べないように指示するとともに、管理職に状況を報告する。
- ② 校内放送等を使用し、児童・教職員に対して該当献立を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ③ 異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等）を確認するとともに、現物を保存する。現物は、混入時の状況（食器等に入った状態等）を把握するために、発見当時の状態を維持した状態で保存する。
- ④ 管理職は、衛生管理責任者に、食品の検収状況を確認するように指示する。
- ⑤ 故意に混入したことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。
- ⑥ 児童の健康状態や対応などについて、学校全体の状況を時系列にして取りまとめ、担当者が正確に記録しておく。

処置・報告等

- ① 電話で教育委員会へ第1報を入れ、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じて適宜報告を行う。
- ② 教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る
 - 児童の健康状態の把握
 - 対応の記録
 - 教育委員会等への報告
 - 関係機関への連絡
 - 外部からの問い合わせへの対応 など
- ③ 混入物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処方法についての指示を受け、指導・助言に基づいて、給食中止や献立変更についての対応を協議する。
- ④ 報道関係の対応は窓口を一つにし、管理職が責任を持って対応できる体制をとる。また、教育委員会と協議の上、必要に応じて資料提供をする。

児童・保護者への対応等

- ① 児童の不安解消に努める。異物混入の内容により、学級指導や全校集会等を通じて児童に事故の概要を説明する。
- ② 保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明するとともに、文書配付やメール配信での連絡等を行い、不安解消に努める。

事後措置

- ① 原因究明を行い、再発防止に努める。
- ② 施設設備上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、教育委員会・関係機関等と協議し、改善を図る。
- ③ 調理従事者には、異物混入にかかる未然防止や再発防止について周知徹底を図り、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図る。
- ④ 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録し、管理職は整理して教育委員会へ事故報告を行う。

情報セキュリティ

個人情報記載文書等の盗難

状況把握とその対応

- ① 事態を把握した教員は直ちに校長に報告する。
- ② 校長は、現場を保存し、直ちに警察へ通報するとともに教育委員会へ電話で第一報を報告する。
- ③ 校長は、無くなっている文書に記載されている個人情報の内容と件数を確認する。また、他に無くなっている文書、電子情報が無いかどうかを確認する。さらに、該当する文書等を持ち出している教職員がいないかを確認する。
- ④ 教頭は、対応等を簡潔かつ正確に記録する。
- ⑤ 教育委員会と連携し今後の対応を決める。
- ⑥ 児童及び保護者への説明を行う。
- ⑦ 教育委員会と協議の上、必要に応じマスコミへの公表を行う。

児童・保護者への対応等

- ① P T A 役員等に連絡し事実や対応の説明を行う。(必要に応じ緊急役員会等で説明する)
- ② 児童へは、集会等で事実を説明するとともに、不審な電話や不審者等に気をつけるよう指導する。また、何かあれば、学校へ連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 保護者へは、家庭訪問や説明会、文書を通して、事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、不審な電話や不審者など気をつけて欲しいことをお願い等を伝える。

事後措置

- ① 児童の心のケアに努める。
- ② 警察と教育委員会から今後の対応について助言を得る。
- ③ 個人情報保護に関する校内のルールを再確認し徹底する。
- ④ 個人情報保護に関する研修を実施する。

(2) ネットワークからの情報流出

状況把握とその対応

- ① 電話を受けた教職員は、Aさんから、当該ファイルがインターネット上の「どこで閲覧できるか」「どのような状態にあるのか（ホームページ、掲示板、メール、ファイル交換ソフトのネットワーク等）」、「発見した日」、などを詳細に聞き取る（可能であれば、校長又は校内の情報担当者に電話を取り次ぐとともに、Aさんへの対応を依頼する）。
- ② 電話を受けた教職員は、提供された情報の再確認等が必要になる場合もあるため、「Aさんの連絡先」などを聞き取り、今後の対応についても、可能な限り協力を依頼する。
- ③ 電話を受けた教職員は、聞き取りを終えたら、直ちに校長と校内の情報担当者に報告する。校長が不在の場合は、教頭に連絡するとともに、至急校長の所在を確認し、状況を伝える。
- ④ 校長は、当該ファイルの校内からの流出経緯について調査を行う。
- ⑤ 校長は、校内の情報担当者に、Aさんから得た情報が事実かどうか確認するよう指示する。また、流出したとされるファイルの所有者（C教諭）に連絡を取り、当該ファイルの管理状況を報告させるとともに、自宅パソコンをネットワークから切断するよう指示する。
- ⑥ 校内の情報担当者は、状況に応じて、校内情報システムの停止やネットワークの切断等の措置を講じる。
- ⑦ 校内の情報担当者は、流出が確認されたら、他に流出している電子情報がないか調査する。
- ⑧ 校長は、教育委員会の情報セキュリティ担当部所に第一報を入れるとともに、必要に応じ専門的知識・技術を有する職員等の支援を要請する。
- ⑨ 校内の情報担当者は、教育委員会等と連携して原因を特定するとともに、ただちに対策を講じ、講じた対策について校長に報告する。
※ 流出した情報は、ホームページや掲示板の管理者に削除を要請するなど、可能な対応を遺漏なく行う。
※ 原因がウイルスによる場合は、校内ネットワークへのウイルスの侵入が疑われるため、校内の全てのパソコン及びサーバをネットワークから切断し、最新のパターンファイルでウイルスチェック・駆除を行う。
- ⑩ 教頭は、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録する。

児童・保護者への対応等

- ① 校長は、保護者に対して、説明会や家庭訪問、文書等を通して事実を説明し、必要に応じ謝罪するとともに、二次被害に注意を払ってもらうようお願いする。
- ② 校長は、児童に対して、集会等で事実を説明し、何かあれば学校へすぐに連絡するとともに、状況によっては警察に届けるように指導する。
- ③ 校長は、相談・苦情の窓口及び担当を決め、相談に応じるとともに苦情への対応を行う。
- ④ 校長は、教育委員会と協議の上、必要に応じマスコミへ資料を提供する。

事後措置

- ① 校長は、情報流出の対象となった児童の心のケアに努める。
- ② 校長は、電子情報が流出した原因を究明するとともに、原因に応じた再発防止策を講じる。

(3) 個人情報等の適正管理

- ① 私物USBメモリ，CD-R，SDカード等を校務で使用しない。
- ② 校務で使うことができる外部記憶媒体は教育委員会より配付されたウイルスチェック機能付きUSBメモリのみとする。

「ウイルスチェック機能付きUSBメモリ」使用場面

- ネットワーク接続されていない校務用PC間でのデータの受け渡し
- ネットワーク接続されていない校務用PCと教育用回線に接続するコンピュータとのデータの受け渡し
- 大容量データのため外部メールで行政情報ネットワークに接続するコンピュータにおくれないとき

- ③ USBメモリ等（校務用・私物問わず）に個人情報を含むデータを保存しない。これまで保存してあった個人情報を含むデータは，すべて消去する。
- ④ 必要以上に多くのデータを保存しない。
- ⑤ USBメモリに限らず，個人情報を含む物（ノート等，名前が書いてあるもの）は，学校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は，管理職に理由を伝え，許可簿に記入する。

(4) ウイルス感染防止

- ① USB，SDカード，CD-R，DVD-Rの各種記憶媒体：ChromebookやダイナブックPC，黒PCにつながらない。
- ② 電子メールの添付ファイル：怪しいものは開かない。
- ③ ホームページ：悪意のあるものは閲覧しない。

弾道ミサイル発射

情報の伝達について

ミサイルが日本周辺に落下する可能性がある場合は、Jアラートが作動し、防災行政無線から、特別なサイレン音とともに身の安全の確保を促すメッセージが流されるほか、緊急速報メール等により緊急情報が伝えられる。

児童の避難，安全確保について

(1) 授業中

- ① 第1報でJアラート等から「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合は、直ちに以下のとおり対応する。
 - ア 屋外にいる場合
 - ・近くの校舎等の建物の中に避難する。
 - ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
 - イ 屋内にいる場合
 - ・爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れる。
 - 可能であれば窓のない部屋へ移動する。
- ② 第2報でJアラート等から次の情報があった場合は、直ちに以下のとおり対応する。
 - ア 日本に落下する可能性があるとして判断された場合
避難の継続 ⇒ 第3報までそのまま身の安全を確保
※ 第3報では「落下場所等についての情報」が入る。落下場所等により、状況・対応が異なるため、防災行政無線の追加情報や教育委員会からの指示に従う。
 - イ 日本の上空を通過した場合
ミサイル通過情報 ⇒ 避難の解除
 - ウ 日本の領域外の海域に落下した場合
落下場所についての情報 ⇒ 避難の解除

(2) 登校中

登校が始まっている最中に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合は、上記の2(1)の対応をとり、ミサイル通過及び海域に落下後は、学校に避難する。その後の対応については、防災行政無線等の情報を元に判断し、児童の安全確保に努める。

(3) 下校中

下校が始まり、学校近辺（数分で戻れる範囲）に児童がいる場合は、直ちに学校に戻り校舎内に避難する。

なお、既に学校から離れた通学路上にいる場合は、上記(1)の対応をとり、その後の対応については、防災行政無線等の情報を元に判断し、児童の安全の確認を行うとともに安全確保に努める。

(4) 登校前

- ① 登校するため自宅を出るまでに、Jアラート等が作動した場合は、上記(1)の対応を取り、各家庭で避難をする。
- ② 登校に関する指示は、その時の情報を元に判断し、教育委員会から各学校へ防災行政無線及びメール等で連絡する。